

東京外国語大学と国際基督教大学との教育・研究等の連携・協力に関する基本協定書

東京外国語大学と国際基督教大学は、地球社会化時代の未来を切り開く優れた人材の育成と、両大学のさらなる発展を目指して、教育、研究を中心に幅広く連携を図り、また、双方の学術研究の成果を広く世界に発信し還元するため、ここに交流協定を締結する。

(教育交流)

- 両大学は、双方の開講科目を利用し、双方の定める規則にのっとり学生に単位を修得させることができるものとする。

(研究交流)

- 両大学は、双方の実施する研究等に研究者・学生等を参加させ、研究交流を行うことができるものとする。

(学生支援等における連携)

- 両大学は、学習支援、課外活動支援等の活動において相互に連携を図るものとする。

(学術情報の利用)

- 両大学は、双方が所有する学術資料・出版物及び情報等を許可された範囲で利用することができるものとする。

(施設・設備の利用)

- 両大学は、双方が所有する施設および設備について、許可された範囲内で利用することができるものとする。

(地域貢献の推進)

- 両大学は、地域交流や研究成果の還元等により連携して地域の発展に寄与するものとする。

(その他の活動)

- 両大学は、第1項から第6項にかかげる活動のほか、教職員交流、講演会・研修会の共催、友好交流行事等の活動を行うことができるものとする。

(個別協定)

- 本協定書の定める事項の実施にあたり、個別協定の必要があるものについては、別途協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

- 本協定は、署名の日をもって効力を生じるものとし、両大学いずれからか協定終了の申し入れがない限りにおいて継続するものとする。

本協定を証するため、本書は2通作成し、両大学署名押印のうえ各大学1通を保有する。

平成21年4月1日

東京外国語大学長

龜山郁夫



国際基督教大学長

鈴木興比古

